



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 民有保安林の指定（森林緑地課） ..... 1
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課） ..... 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） ..... 2
- 都市計画法第34条第12号に係る知事が定める区域（建築指導課） ..... 2

### 公 告

- 情報公開制度の運用状況の公表（総務私学課） ..... 2

### 内水面漁場管理委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項 ..... 4

## 告 示

### 沖縄県告示第503号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。  
平成24年10月23日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 保安林の所在場所 国頭郡国頭村字奥間大保樹原1191番1・1918番・1926番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第504号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成24年10月23日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沖縄石川線

3 区間 うるま市宇安慶名295番2から113番1まで

沖縄県告示第505号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、読谷村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月23日

沖縄県知事職務代理者  
沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 公共測量を実施する地域 読谷村字座喜味
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年10月10日から平成25年3月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（読谷補助飛行場跡地利用基準点測量）

沖縄県告示第506号

都市計画法に基づく開発行為及び新築等の許可の基準に関する条例（平成15年沖縄県条例第17号）第6条第1項第1号の規定により、次のとおり区域を定めた。

平成24年10月23日

沖縄県知事職務代理者  
沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 定めた区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面を縦覧に供する。）
- 2 縦覧に供する場所 沖縄県土木建築部建築指導課、糸満市建設部都市計画課、八重瀬町まちづくり計画課及び中城村都市建設課

公 告

沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第37条第2項の規定により、平成23年度における各実施機関の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成24年10月23日

沖縄県知事職務代理者  
沖縄県副知事 上 原 良 幸

1 公文書の開示請求の受付状況

(単位：件)

| 区分          | 開示請求件数 |
|-------------|--------|
| 行政情報センター    | 766    |
| 宮古行政情報コーナー  | 0      |
| 八重山行政情報コーナー | 0      |
| 警察情報センター    | 13     |
| その他窓口（出先機関） | 340    |
| 合計          | 1,119  |

2 実施機関別開示請求の受理状況

(単位：件)

| 実施機関 |      | 開示請求件数 |
|------|------|--------|
| 知事   | 知事公室 | 2      |
|      | 総務部  | 13     |

|            |           |       |
|------------|-----------|-------|
|            | 企画部       | 15    |
|            | 環境生活部     | 322   |
|            | 福祉保健部     | 159   |
|            | 農林水産部     | 51    |
|            | 商工労働部     | 13    |
|            | 文化観光スポーツ部 | 5     |
|            | 土木建築部     | 416   |
|            | 出納事務局     | 0     |
|            | 小計        | 996   |
| 議会         |           | 8     |
| 教育委員会      |           | 45    |
| 公安委員会      |           | 1     |
| 警察本部長      |           | 12    |
| 選挙管理委員会    |           | 2     |
| 監査委員       |           | 0     |
| 人事委員会      |           | 0     |
| 労働委員会      |           | 0     |
| 収用委員会      |           | 1     |
| 海区漁業調整委員会  |           | 0     |
| 内水面漁場管理委員会 |           | 0     |
| 公営企業の管理者   |           | 45    |
| 病院事業の管理者   |           | 9     |
|            | 合計        | 1,119 |

3 公文書の開示請求の処理状況

(単位：件)

| 区分     |      | 件数    |
|--------|------|-------|
| 決定     | 開示   | 692   |
|        | 部分開示 | 353   |
|        | 不開示  | 53    |
| 不存在    |      | 87    |
| 存否応答拒否 |      | 1     |
| 取下げ    |      | 30    |
| 合計     |      | 1,216 |

注 開示請求の受付件数と本表の開示可否等の合計件数が一致しないのは、1件の請求に対して複数の決定(処理)が行われたためである。

4 不服申立ての処理状況

(単位：件)

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|

| 不服申立て | 取下げ  | 未処理  | 諮問    | 情報公開審査会 |      |     |      |       |      |      |    |
|-------|------|------|-------|---------|------|-----|------|-------|------|------|----|
|       |      |      |       | 未処理     | 審議中  | 取下げ | 答申   | 答申の内容 |      |      |    |
|       |      |      |       |         |      |     |      | 認容    | 一部認容 | 棄却   | 却下 |
| 17(8) | 1(0) | 3(0) | 13(8) | 7(2)    | 4(4) | 0   | 2(2) | 0     | 0    | 2(2) | 0  |

注 括弧書の件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

### 内水面漁場管理委員会事項

沖縄県内水面漁場管理委員会指示24第1号

沖縄県の内水面におけるリュウキュウアユの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成24年10月23日

沖縄県内水面漁場管理委員会  
会長 立 原 一 憲

（採捕水域の制限）

第1 沖縄県名護市以北の内水面及び河口付近（河口中央より半径3キロメートル以内の波打ち際の水域をいう。）において、リュウキュウアユを採捕してはならない。ただし、河口付近においては6月1日から10月31日までの期間を除くとともに、次の各号のいずれかに該当する者が、沖縄県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 試験及び研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖又は養殖のための種苗生産に供しようとする者
- (3) 保護のために採捕しようとする者
- (4) 特に必要と認められる者

（承認申請）

第2 第1のただし書の承認を受けようとする者は、リュウキュウアユ採捕承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を得なければならない。

（承認内容の変更）

第3 第1のただし書の承認を受けた者が、承認の内容（採捕する尾数、採捕期間、採捕する場所並びに使用する漁具及び漁法）を変更しようとするときは、リュウキュウアユ採捕承認変更申請書（第2号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認証の交付）

第4 委員会は、第1のただし書又は第3の規定により承認をしたときは、その申請者にリュウキュウアユ採捕承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認証の書換え交付の申請）

第5 第1のただし書又は第3の承認を受けた者は、その住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）及び氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）に変更が生じたとき、又は採捕に従事する者の住所及び氏名に変更が生じたときは、速やかに、リュウキュウアユ採捕承認証書換え交付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

（承認証の再交付の申請）

第6 第1のただし書又は第3の承認を受けた者が、承認証を亡失し、又は毀損したときは、速やかにリュウキュウアユ採捕承認証再交付申請書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

（承認証の書換え交付及び再交付）

第7 委員会は、次に掲げる場合には、遅滞なく、承認証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第5の規定による書換え交付の申請があったとき。
- (2) 第6の規定による再交付の申請があったとき。

(承認証の携帯)

第8 第1のただし書の承認を受けた者は、リュウキュウアユを採捕しようとする場合、承認証を携帯しなければならない。

(報告書の提出)

第9 第1のただし書の承認を受けた者は、承認期間が満了した月の翌月末日までに、リュウキュウアユ採捕実績報告書(第6号様式)を委員会に提出しなければならない。

(所持及び販売の禁止)

第10 何人も第1のただし書の承認を受けないで採捕されたリュウキュウアユ(これよりふ化した稚仔魚及び当該アユの加工品を含む。)の所持及び販売をしてはならない。

(制限又は条件)

第11 委員会は、リュウキュウアユ資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の承認をするに当たり、当該承認に制限又は条件を付することができる。

第12 第1のただし書の承認を受けた者は、採捕したリュウキュウアユを承認を受けた目的以外の用途に供してはならない。

(承認の変更、取消し又は採捕停止等)

第13 委員会は、リュウキュウアユ資源の保護培養のため必要があると認めるとき又は第1のただし書の承認を受けた者がこの指示に違反したときは、承認の内容を変更し、取り消し又は採捕を停止させることができる。

(承認期間の延長)

第14 沖縄県内水面漁場管理委員会指示第21第1号の指示により承認を受けたリュウキュウアユの採捕承認のうち、採捕承認期間の期限が平成24年9月30日を超えている場合、承認証に記載されている採捕期間に限り、承認を延長する。

(電子情報処理組織による手続等)

第15 委員会は、この指示の規定により行わせ又は行うこととしている手続等については、電子情報処理組織(委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をするもの又は処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせ、又は行うことができる。この場合において、行われた手続等については、この指示の規定に規定する書面等により行われたものとみなす。

(委任)

第16 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いは、別に定めるリュウキュウアユの採捕承認申請の取扱い要領による。

(指示の有効期間)

第17 この指示の有効期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までとする。

第1号様式(第2関係)

リュウキュウアユ採捕承認申請書

年 月 日

沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名) 印

沖縄県内水面漁場管理委員会指示24第1号に基づき、下記によりリュウキュウアユの採捕承認を受けたいので申請します。

記

1. 採捕の目的

2. 採捕する尾数

3. 採捕期間

年 月 日から

年 月 日まで

4. 採捕する場所

- 5. 使用する漁具及び漁法
- 6. 採捕に従事する者の住所及び氏名

注 試験研究、増殖又は養殖等の概要説明書（様式は任意）を添付すること。

第2号様式（第3関係）

| リュウキュウアユ採捕承認変更申請書                   |     |                        |
|-------------------------------------|-----|------------------------|
|                                     |     | 年 月 日                  |
| 沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿                   |     |                        |
|                                     |     | 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）  |
|                                     |     | 氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名） 印 |
| 下記によりリュウキュウアユの採捕承認の内容を変更したいので申請します。 |     |                        |
| 記                                   |     |                        |
| 1. 承認番号                             |     |                        |
| 2. 変更しようとする事項                       |     |                        |
| 項目                                  | 変更前 | 変更後                    |
|                                     |     |                        |
| 3. 変更しようとする理由                       |     |                        |

注 変更内容の概要説明書（様式は任意）を添付すること。

第3号様式（第4関係）

| リュウキュウアユ採捕承認証      |         |                       |
|--------------------|---------|-----------------------|
|                    |         | 承認番号 沖内水委第 号          |
|                    |         | 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地） |
|                    |         | 氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）  |
| 1. 採捕の目的           |         |                       |
| 2. 採捕する尾数          |         |                       |
| 3. 採捕期間            | 年 月 日から |                       |
|                    | 年 月 日まで |                       |
| 4. 採捕する場所          |         |                       |
| 5. 使用する漁具及び漁法      |         |                       |
| 6. 採捕に従事する者の住所及び氏名 |         |                       |
| 7. 制限又は条件          |         |                       |
| 年 月 日              |         |                       |
| 沖縄県内水面漁場管理委員会      |         |                       |
| 会 長                |         | 印                     |

第4号様式（第5関係）

| リュウキュウアユ採捕承認証書換交付申請書  |  |
|-----------------------|--|
| 年 月 日                 |  |
| 沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿     |  |
| 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地） |  |

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名） 印  
 下記によりリュウキュウアユの採捕承認証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

1. 承認番号
2. 書き換えようとする事項

| 項 目 | 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |

3. 書換えを必要とする理由

第5号様式（第6関係）

リュウキュウアユ採捕承認証再交付申請書

年 月 日

沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名） 印

下記のとおり、リュウキュウアユ採捕承認証を（亡失・毀損）したので、承認証の再交付を申請します。

なお、後日、亡失した承認証が見つかった場合には、速やかに返納することを誓約します。

記

1. 承認番号
2. 亡失又は毀損した年月日                      年    月    日
3. 亡失又は毀損した理由

第6号様式（第9関係）

リュウキュウアユ採捕実績報告書

年 月 日

沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名） 印

沖縄県内水面漁場管理委員会指示24第1号に基づき承認されたリュウキュウアユの採捕について、下記のとおり、実績を報告します。

記

1. 承認番号
2. 採捕した場所
3. 採捕した尾数
4. ふ化した尾数
5. 放流した尾数
6. 放流した年月日
7. 放流した場所
8. その他（所見）

注 試験研究目的の採捕の場合は、試験研究成果の概要報告書（様式は任意）を添付すること。  
 学会報告や雑誌への掲載文等を添付することでこれに替えることができる。

|  |   |
|--|---|
| <p>発 行 所<br/>沖 縄 県 総 務 部<br/>総務私学課<br/>電話 098-866-2074</p> | <p>印刷所 有限会社 金城印刷<br/>〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号</p> |
|--|---|